

研究ノート

信夫山頂遺跡出土品の研究（7）

時枝 務*・高橋 充**

本稿（7）は、「4. 資料の紹介（11）銭貨」の続きで、信夫山頂出土銭貨のうち、緡銭について報告する。ついで、「（12）瓦」を報告するが、これで信夫山頂遺跡出土品のすべての紹介を終えることになる。

本文および図版の作成は時枝が担当した。図・表の番号は、前号からの通し番号である。

信夫山に関連する資料を紹介する〈付論6〉『奥州仙台青葉山寂光寺羽黒権現因縁記』については、高橋が担当した。

（11）銭貨（承前）

緡銭は全体が残るものではなく、銅銭が固着して緡の状態が窺える塊が確認できるのみであるが、その数は58個に及ぶ。もともとばらばらになった銅銭と混在していたが、調査にあたって、1枚ものと緡銭を区分した。緡銭を残したのは、出土時の状態を推測する重要な情報が籠められており、展示においても有効な活用が期待できるからである。数枚程度のものは、銅銭が固着してはいるものの、緡銭の状態を窺うことが難しく、展示効果も期待できないので、整理に際して分離した。今回報告する緡銭に、数枚程度のものが含まれていないのは、そのためである。

1（図版22-1、以下図版番号省略）は16枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

2は13枚が固着したもので、外側の銭名4文字の存在は確認できるが、溶融して読めない。

3は15枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。被熱痕がみられ、部分的に発泡しているにも拘わらず、孔内に植物繊維が残る。

4は9枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物繊維がわずかに残る。

5は11枚が固着したもので、左側は裏面であるが、右側は聖宋元寶（北宋・1101年初鑄）の銭名が読み取れる。孔内に植物繊維が残存する。

6は13枚が固着したもので、左側は元豊通寶（北宋・1078年初鑄）の銭名が読み取れるが、右側は裏

面である。

7は10枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

8は11枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質繊維が付着する。

9は20枚が固着したもので、左側は裏面であるが、右側は元豊通寶の銭名が読み取れる。

10は10枚が固着したもので、左側は咸淳元寶（南宋・1265年初鑄）の銭名が読み取れる。孔内に植物質繊維が付着する。

11は13枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質繊維が付着する。

12は6枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

13は8枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

14は13枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質繊維が付着する。

15は9枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質繊維が付着する。

16は11枚が固着したもので、左側が紹聖元寶（北宋・1094年初鑄）、右側が開元通宝（唐・621年初鑄）の銭銘が読み取れる。孔内に植物質の紐が残る。

17は11枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

18は7枚が固着したもので、左側は咸淳元寶の銭銘が読み取れるが、右側は溶融のため銭名不詳である。

19は12枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

20は9枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。一部溶融する。

21は7枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

*立正大学, **福島県立博物館

22は12枚が固着したもので、左側は太平通宝（北宋・976年初鑄）の銭名が読み取れ、右側は裏面で銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

23は11枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の繊維が付着する。

24は11枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

25は27枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

26は11枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

27は20枚が固着したもので、左側は景德元寶（北宋・1004年初鑄）で、右側は裏面で銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

28は8枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

29は11枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の繊維が付着する。

30は15枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の繊維が付着する。

31は9枚が固着したもので、左側は嘉定通寶（南宋・1208年初鑄）で、右側は裏面で銭種を知り得ない。

32は10枚が固着したもので、左側は銭名不詳で、右側は裏面で銭種を知り得ない。孔内に植物質の繊維が付着する。

33は18枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

34は8枚が固着したもので、左側は天聖元寶（北宋・1023年初鑄）で、右側は裏面で銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。右から3枚目の銭は被熱しているが、隣接する銭は被熱しておらず、被熱後緡にしたことが推測できる。

35は18枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

36は8枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

37は16枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

38は13枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。右側に銭の破片が付着する。孔内に植物質の繊維が付着する。

39は10枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の繊維が付着する。

40は10枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

41は12枚が固着したものであるが、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の繊維が付着する。

42は6枚が固着したもので、左側は景德元寶で、右側は裏面で銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

43は17枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

44は11枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

45は12枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

46は15枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

47は8枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

48は7枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

49は12枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

50は6枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

51は9枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

52は6枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。孔内に植物質の紐が残る。

53は9枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

54は7枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

55は8枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

56は8枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

57は8枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

58は8枚が固着したもので、両端とも裏面で、銭種を知り得ない。

(12) 瓦

瓦は6点あり、うち軒丸瓦3点、軒平瓦2点、丸瓦1点を数える。

1（図版23-1）は巴文軒丸瓦で、瓦当径10.9cm、縁幅0.7cm、縁厚2.1cmを測る。巴文は、頭部が大きく、尾を長く引く。2・3（図版23-2・3）の巴文軒丸瓦とは文様を異にする。上部の縁を欠く。瓦当の

側面と内面にナデ調整を施す。丸瓦部への取り付けは、丸瓦部の下に瓦当部の粘土を補充しておこない、瓦当部と丸瓦部に同時に范型を当てたことが知られ、一本造であったと推測できる。丸瓦部外面は縦方向のヘラナデを施し、内面は細かい布目痕が残る。布目痕は磨滅している。胎土は微砂粒を含有し、焼成は通有で、全体に燻され、外面は黒灰色、内面は灰褐色を呈する。なお、瓦当内面に「信夫山」の朱書がある。

2（図版23-2）は巴文軒丸瓦で、縁幅1.5cm、縁厚3.6cmを測る。巴文は、中心部に点状の突起があり、范型の中心であった可能性がある。巴文は細身である。周囲に連珠文を巡らす。3（図版23-3）と同范の可能性がある。上部を欠く。瓦当の側面にヘラケズリ調整、内面にナデ調整を施す。丸瓦部への取り付けは、上部の破損部の後ろ側部分のみに粘土剥離面が認められることから、丸瓦部の前面に瓦当部と一体の粘土を補充し、范型を当てたとみられる。胎土は微砂粒を含有し、焼成は通有で、薄茶色を呈する。なお、瓦当内面に「信夫山」の墨書がある。

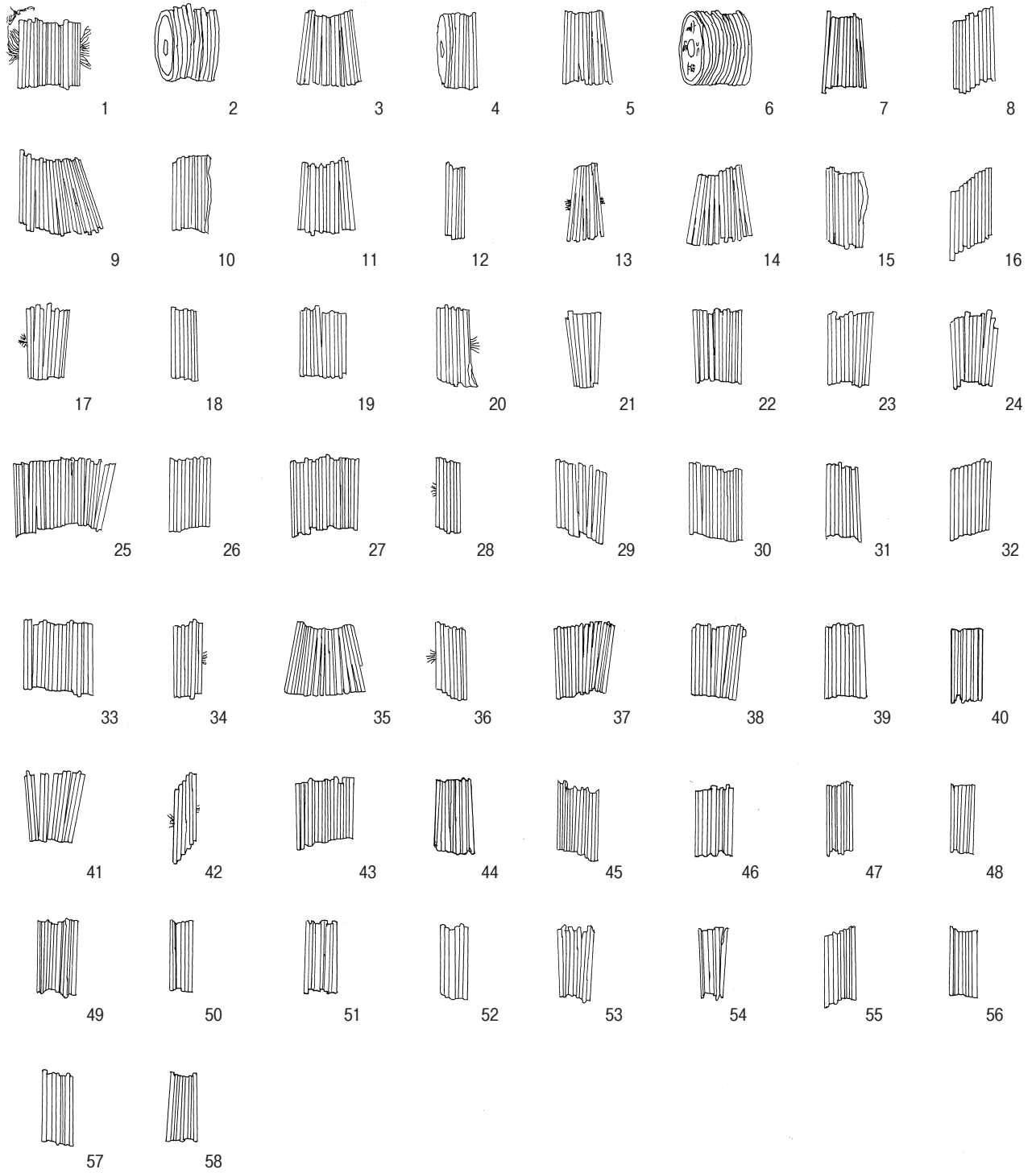
3（図版23-3）は巴文軒丸瓦で、巴文は細身である。周囲に連珠文を巡らす。2（図版23-2）と同范の可能性がある。周囲を欠く。瓦当の内面にナデ調整を施すが、大部分は剥離している。胎土は微砂粒を含有し、焼成は通有で、薄茶色を呈する。なお、内面に「信夫山」の朱書がある。

4（図版23-4）は唐草文軒平瓦で、縁を含めた右端部のみ残存する。唐草文は、蕨手状の子葉が特徴的であるが、全体の構成は不明である。平瓦との接合部に当たる上面には格子叩き目の圧痕が残りに、額貼付技法によって製作されたことが判明する。胎土は微砂粒を含有し、焼成は通有で、断面は薄茶色であるが、表面は燻しによって灰褐色を呈している。なお、瓦当裏面に「信夫山」の朱書がある。

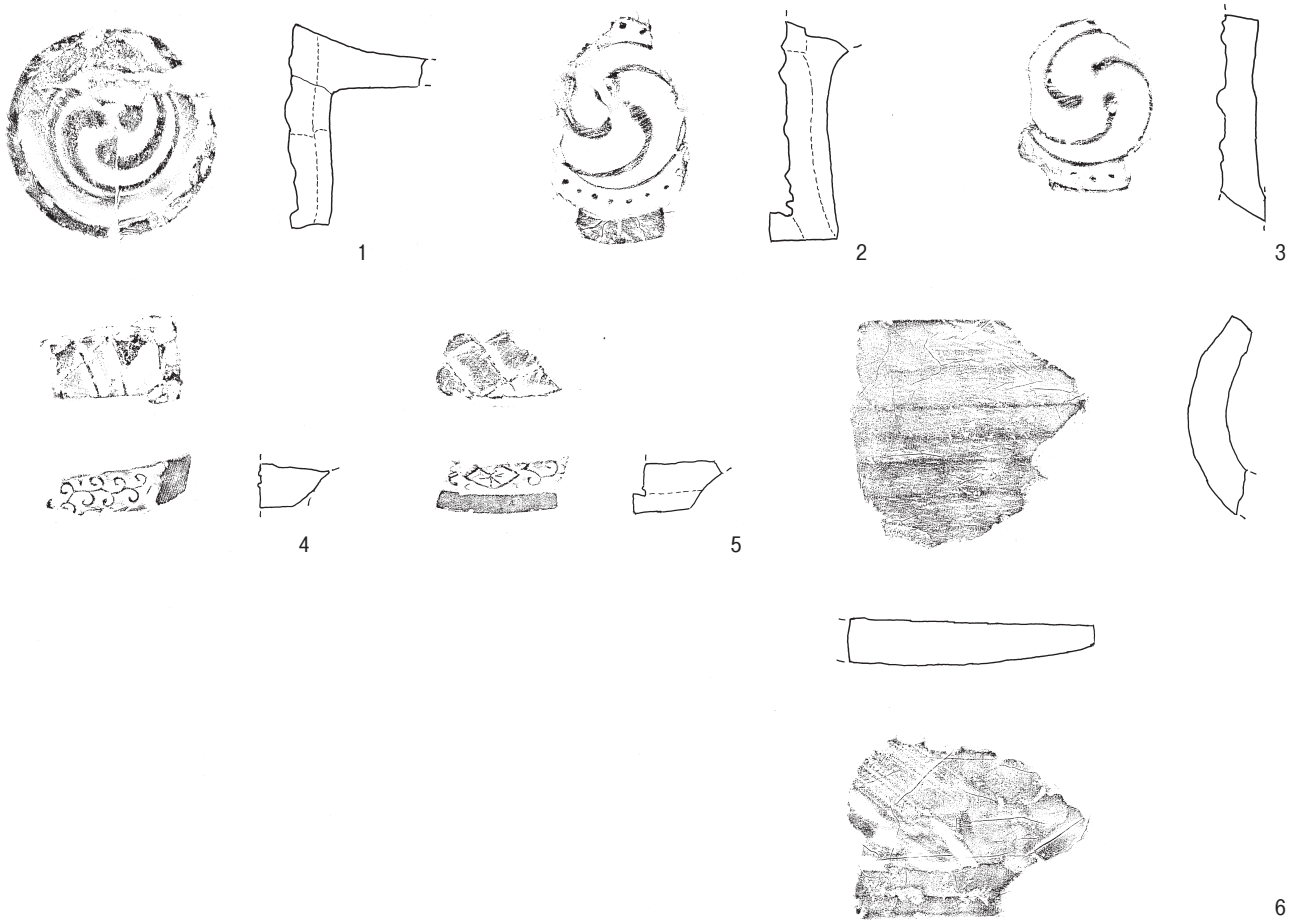
5（図版23-5）は唐草文軒平瓦で、中央部のみの破片である。縁幅1.0cm、縁厚0.5cmを測る。唐草文は、中心に花菱文を配し、右側に蕨手状の子葉が認められる。4（図版23-4）の唐草文と類似しており、同文である可能性が高い。平瓦との接合部に当たる上面には格子叩き目の圧痕が残りに、額貼付技法によって製作されたことが判明する。瓦当下端部から外面にかけて横方向のナデ調整が施される。ベンガラが付着する。瓦が葺かれていた建物に使用されていた顔料が付着したものであろう。胎土は微砂粒を含有し、焼成は通有で、断面は薄茶色であるが、表面は燻しによって灰褐色を呈している。なお、内面に「信夫山」の朱書と墨書がある。

6（図版23-6）は丸瓦で、端部の破片で、実測

図の右端が小口面である。外面は縄叩き目を縦方向のヘラケズリで消し、内面は細かな布目残り、側面に沿って幅1.3cmをヘラケズリしている。胎土は微砂粒を含有し、焼成は通有で、断面は淡灰褐色であるが、表面は薄茶色を呈している。なお、内面に「信夫山」の朱書がある。



図版22 信夫山頂遺跡出土品実測図(18)
1～58 錢貨(緡錢) (2分の1縮小)



図版23 信夫山頂遺跡出土品実測図(19)

1～3 巴文軒丸瓦、4・5 唐草文軒平瓦、6 丸瓦
(4分の1縮小)



92 巴文軒丸瓦(図版23-1)



93 巴文軒丸瓦(図版23-2)



94 巴文軒丸瓦(図版23-3)



95 唐草文軒平瓦(図版23-4)



96 唐草文軒平瓦(図版23-5)



97 丸瓦(図版23-6)

(写真はすべて縮尺不同)

〔付論6〕「奥州仙台青葉山寂光寺羽黒権現因縁記」について

「奥州仙台青葉山寂光寺羽黒権現因縁記」（以下「因縁記」という）は、宮城県仙台市太白区北山に所在する羽黒神社と、現在は廃寺となっている寂光寺の来歴を書き記した史料である。江戸時代中期、享保元年（1716）に成立したものであるが、仙台開府後に北山へ移転する以前、信夫郡（現在の福島県福島市）にあった時代の羽黒権現・寂光寺に関する内容も一部に含まれているため、付論としてとりあげることにした。

「因縁記」の存在については、はやく西坂（梅宮）茂氏が、その著書『信夫山』の中で紹介している（西坂1941）。同書によると、西坂氏は昭和12年（1937）頃に、この縁起を発見して調査したといい、同書には、この史料に依拠したと見られる記述が散見される。

平成20年（2008）頃、地元の北山市民センターシルバースクールにて尾形本文氏が作成した「北山から消えた寂光寺と地蔵菩薩あれこれ」という資料の中にも、縁起に書かれている内容が紹介されている（尾形2008、この資料の所在については、仙台市博物館学芸員佐々木徹氏の御教示を得た）。

尾形氏が詳しく考証しているように、羽黒神社と輪王寺との中間あたりで、現在は住宅地や霊園となっているところに、近世には寂光寺の境内地があった。このことは、近世の仙台北城下の絵図類によっても確かめられる。明治初期の神仏分離・廃仏毀釈以後、現状のような姿に移り変わったと考えられる。

1) 「因縁記」の成立

本稿を成すに当たって、羽黒神社代表である横田重俊氏のお世話になり、保管されている「因縁記」の原本を調査することができた。

「因縁記」一卷は、木箱に納められており、箱蓋の表および箱身の底裏に墨書がある。

卷子装で、法量は、豎幅は32.3（cm、単位は以下同じ）、見返し部分は横幅35.5、本紙は紙を継いでおり、各紙の横幅は第一紙28.5、第二紙44.0、第三紙44.5、第四紙44.5、第五紙44.0、第六紙44.0、第七紙44.0、第八紙44.0、第九紙44.0、第十紙21.0、第十一紙37.0である。本紙の全長は439.5、見返しを含めると、およそ5m近くになる。

上質な紙を貼り継ぎ、楷書体の文字で整然と墨書されており、本文一行の文字数は12字で、156行に及ぶ。本文は漢文体で、返り点と送り仮名、一部読み仮名が付いている。途中で割書部分が数ヶ所挿入されている。

「因縁記」の成立については、本文末尾の「作記歳歳在丙申享保改元之秋也、龍寶沙門實政泰音染翰于恵澤山下」から、享保元年に龍宝寺（山号が恵沢山）の実政泰音という僧侶が書いたものであることがわかる。

龍宝寺は仙台北城下の真言宗寺院で、本尊は釈迦如来。大崎八幡神社の別当寺であり、伊達家の祈禱所でもあった。実政泰音（第二十五世）については、「因縁記」成立と同年に、五代藩主伊達吉村の依頼に応じて、大崎八幡の由来を記した「大崎八幡由来記」等を著したこと（仙台市博物館2002）、正徳5年（1715）に境内に法宝蔵を建造したこと（『宮城県の地名』「龍宝寺」）などが知られる。ただし、実政と羽黒権現・寂光寺との詳しい関わりについては調査が及ばなかった。

2) 「因縁記」の内容

「因縁記」全文及び箱書は、本稿の最後に掲載した。長文であるため、ここでは便宜的に①～⑧の部分に分けて、内容の要点をまとめてみたい。

①信夫郡の羽黒権現・寂光寺

信夫郡福島に青葉山があり、羽黒権現が祀られ、慈覚大師が開いたという寂光寺があった。盛時には、堂宇が数多く並び立ち、参拝者も多く登り切れないため、麓の村に「伏拝」という名がついた。また六員の子院といくつかの社家があり、夏（6月15日）と秋（8月1日）の祭礼を欠かさず、信夫郡内の総社といえる存在であった。

②中世の衰退

戦乱の時代になり、青葉山に兵火が及ぶことはなかったが、寺域は荒廃していった。正元年間に最明寺入道（北条時頼）が諸国を巡って、この地の荒廃を惜しみ、柳塚の地（80石）を社領として寄附した。しかし旧状に復するまでには至らず、廟社一字・僧院一区がようやく続き、盛時の十分の一ほどの規模となった。

③慶長5年 信夫郡の戦い

慶長5年（1600）10月に伊達政宗が信夫郡宮代（福島市）で戦うことがあった。政宗の祈父である長海上人は刈田郡・柴田郡の行人たちを率いて政宗に属した。寂光寺住持の慶印上人（田村出身、伊達家と縁あって従軍）も共に戦い上杉勢と交戦した。敵を苦しめたのは羽黒権現の加護によるものである。

④慶長7年 仙台開府後に北山へ移転

政宗による仙台開府後に、権現社・寂光寺は北山に移され、勲功によって慶印を中興開山とし、領地も与えた。長海や慶印が従軍したのは、宿世の因縁で、政宗が行人の再生、前世には行人たちと同じ立

場にあったためである。

⑤永禄9～10年 政宗生誕時の霊夢の逸話

政宗が誕生する以前、母（保春院）が長海上人に命じて湯殿山に祈願したところ、母の夢の中に僧侶が現れ、胎内を借りることを告げ、政宗が生まれた。長海上人を祈父として、梵天丸と名付けた。一方で、寂光寺の寺伝では、伊達輝宗が山伏蓮華坊に命じて青葉山羽黒権現に祈願し、夫人の夢に僧が現れて懐妊したとする。蓮華坊は日向国出身で、米沢に住み米沢新宿に墓がある。子孫は永倉氏とって医業をもって仙台藩主に仕え、この家の伝説も同様である。

⑥政宗の奥州平定

疱瘡によって左目を失明した政宗だが、人びとを惹きつける魅力があり、群雄割拠の状況の中で、安達・信夫、ついで会津を領し、佐竹・相馬と戦い、朝鮮出兵、白石・福島で戦い、大坂の陣にも参戦した。伊達家が奥州を平定したのは政宗の力である。

⑦政宗は萬海上人の再生とする逸話

萬海上人は、米沢・上長井寶光院に住み、後に名取郡根岸に移り、日々観音を礼拝し、写経・納経に勤めた。逝去の後、遺骸は納経した経峰に葬られた。寛永13年（1636）の初夏、政宗が経峰に登り、自ら葬送の地を定め、死去の後に埋葬地を掘ってみると、萬海の墓に当たったという逸話。諸書にも書かれているように、政宗が萬海の再生であることは疑いないという。

⑧慶印上人の墓所

慶印上人もまた中興と呼ばれるにふさわしい人物である。その墓所は北山寂光寺にあり、祈ると病気が癒えるといわれる。

3) 信夫郡の羽黒権現・寂光寺に関する記述

前項で見た通り、「因縁記」は、北山に鎮座することになった羽黒権現と別当寂光寺の由来を説くものであり、移転を許して保護を与えた仙台藩祖である政宗とのつながりを、とくに強調する内容になっている。政宗の生誕や葬送に関する逸話、深い関わりのある湯殿山の行人である萬海上人や長海上人の存在、これらの内容は、すでに元禄年間に成立している「性山公治家記録」（巻一・永禄九年八月三日条）等にも見えている。

一方で、北山へ移転する以前、信夫郡の青葉山にあった時期の羽黒権現・寂光寺については、「因縁記」の前半①～③の部分で述べられている。当時の信夫山の状況を、著者の実政が、どの程度把握していたかはわからない。しかし、地元には由緒・縁起などが伝来していない状況を見ると、少なくとも江戸中期頃まで引き継がれていた所伝としては一定

の意味があり、信夫山の由緒を考えるための資料のひとつに加えることは許されるのではなかろうか。そのような観点から、以下にいくつかポイントを絞って考察する。

○起源について

まず①の部分で「羽黒権現垂應之靈刹、慈覚大師手闢之勝壤」が、信夫郡の時代から続く寺社の起源と信じられていたことがわかる。「伏拝」（福島市伏拝）の地名の由来については諸説があるが、ここでは青葉山（信夫山）への信仰と関わって解釈されている（『福島県の地名』「伏拝村」他）。「六貝子院」とは信夫山の六供集落を指していると考えるのが自然であろう。

○中世の衰退と時頼廻国伝説

古代に全盛期を迎え、中世に衰退、江戸時代中期の時点では「廟社一字・僧院一区」という状況であったというのが「因縁記」②の部分の記述である。江戸時代の状況が、たとえば〈付論4〉の御山村絵図のように羽黒山と西の薬師周辺のみ建物があったとすれば、あるいは古くは月山・羽山など全山に、それが及んでいたことを伝えるものかもしれない。

また信夫山に北条時頼の廻国伝説があったことが確認できる。この伝説は、鎌倉幕府の執権であった北条時頼が、出家後に旅の僧に姿を変えて諸国を巡り、困窮している者たちを救うというものである。康元元年（1256）鎌倉の最明寺において、時頼が三十歳で出家し法号を「道崇」としたというのは事実である（高橋2013）。「因縁記」に記された「正元年間」（1259-60）とは、その3～4年後のことである。ただし、時頼の廻国については、実際に諸国を巡ったかどうか、諸説が分かれている（佐々木1997高橋2013等）。

経済基盤として寄進されたという「柳塚」についても、信夫郡周辺には見当たらない地名で、詳しいところはわからない。また時頼の廻国伝説は、時頼の寺院への援助、とくに禅宗寺院への援助が、その背景にあったともいわれる（高橋2013）。寂光寺は慈覚大師開基なので、天台系の密教寺院であったと考えられるが、この頃、あるいは禅宗化の動きがあったことを示唆しているのかもしれない。

○慶長5年の信夫郡の戦いと慶印上人

慶長5年（1600）10月の信夫郡宮代の戦いとは、〈付論5〉で取り上げた、同年10月6日の「松川合戦」のことである。この時に、「福島羽黒山別当寂光寺法印慶印」が伊達方として戦ったこと、慶印が田村氏譜代の家臣の由緒をもつ者であることなどは、「貞山公治家記録」同日条に見えている。

慶印所持の鎗については、「青山公治家記録（後

編卷一）」延宝3年（1675）12月13日条に「寂光寺國次ノ鎗献上、御褒美トシテ時服二領賜フ」とあり、國次の銘のある鎗が、この時に四代藩主綱村に献上されたことが確認できる。綱村は同年9月に初入国を果たし、11月13日に諸寺院が慶賀の拝謁のために仙台城を訪れるが、その中に「寂光寺」も見えている（「肯山公治家記録（後編卷一）」同日条）。

○移転後の信夫山について

政宗による仙台開府とともに北山へ移転した後の信夫山については「因縁記」には語られていない。

平成31年（2019）3月に「信夫山六供集落」に関する報告書が刊行され、近世の信夫山に関する史料として、御山村文書目録と、加藤茂家文書（福島県歴史資料館寄託）目録及び全23点の史料が紹介されている（福島市教育委員会2019）。このうち加藤茂家文書中の複数の史料には、慶印上人が仙台に羽黒山寂光寺を移した後、慶印の弟子の泉海上人という人物が仙台から戻って、もとの信夫山の別当になったと書かれているものがある（延宝3年「乍恐以口上書ヲ申上候事」加藤茂家14、延宝4年「乍恐以書付御訴訟申上候事」加藤茂家17など）。この頃の信夫山では、寂光寺と真盛院（真言宗）との対立があり訴訟も起きていた。このような近世の信夫山に関する史料は、今後も見つかる可能性があり、さらに探索・精査していく必要があるだろう。

〈謝辞〉

「因縁記」原本の調査を御許可いただき、北山の寂光寺の旧地等について詳しく御教示をいただいた、羽黒神社代表の横田重俊氏に、お礼を申し上げます。

引用・参考文献

- ・尾形本文 2008「北山から消えた寂光寺と地藏菩薩あれこれ」北山市民センターシルバースクール資料
- ・佐々木馨 1997『執権時頼と廻国伝説』吉川弘文館
- ・仙台市博物館 2002『企画展 平成の大修理 国宝大崎八幡宮展』
- ・高橋慎一郎 2013『人物叢書 北条時頼』吉川弘文館
- ・西坂茂 1941『信夫山』信夫山保勝会
- ・福島市教育委員会 2019『福島市の文化財 信夫山六供集落』福島市文化財調査報告書第53集
- ・『宮城県の地名』1987平凡社
- ・『福島県の地名』1993平凡社

史料

- ・「性山公治家記録」：『仙台藩史料大成 伊達治家

記録』一 宝文堂 1972年

・「貞山公治家記録」：『仙台藩史料大成 伊達治家記録』二 宝文堂 1973年

・「肯山公治家記録」：『仙台藩史料大成 伊達治家記録』七 宝文堂 1976年

「奥州仙台青葉山寂光寺羽黒権現因縁記」

〔凡例〕

- ・ 上段は本文の翻刻である。繁雑になるため送り仮名・読み仮名等は省略した。
- ・ 下段は本文に付けられた返り点・送り仮名等を参考にした読み下し（釈文）である。
- ・ 本文の割書部分は「」で示した。
- ・ 読み下しの文中に、本論での説明のために番号を付した。

奥州仙臺青葉山寂光寺羽

黒権現因縁記

信夫郡福嶋東北一里所有山

穹然屹立於平田之間者曰青

葉山羽黒権現垂應之靈刹慈

覺大師手闢之勝壤也山媚林

明鐘磬互答于溪聲山色之中

實異僧化人之所窟居而寂光

寺宅焉相傳鍾其盛運日也堂

閣極功山峙院宇殫麗星列蓋

模補陀落之風範豊祇多園之

宏制寶祠特起于雲衢之上有

如蒼龍角行客有遙觀者至誠

歸命禮不待登山頭已足起淨

信故邑有伏拝之名焉且有員

子院數箇社家夏秋両會祭

祀〔六月十五日八月一日〕無有闕怠凡信

夫郡内總社鬼門關外之名藍

也降于中世陸州數為兵燹之

奥州仙臺青葉山寂光寺羽

黒権現因縁記

① 信夫郡福嶋の東北一里所に山有、

穹然として平田の間に屹立する者を青

葉山と曰ふ、羽黒権現垂應の靈刹、慈

覺大師手闢の勝壤なり、山媚ひ林

明にして鐘磬互に溪聲山色の中に答ふ

實に異僧化人の窟居せる所にして寂光

寺宅せり、相傳ふ其盛運の日に鍾ては也、堂

閣功を極めて山の如に峙ち、院宇麗を殫め星の如に列る、蓋し

補陀落の風範を模し、祇多園の

宏制を豊かにす、寶祠特に雲衢の上にて

蒼龍角の如なること有、行客遙に觀者の有れば至誠に

歸命禮す、山頭に登ることを待たず、已に

淨信を起すに足れり、故に邑に伏拝の名有、且つ

六員の子院數箇の社家有て、夏秋両會の祭

祀〔六月十五日・八月一日〕闕怠有ること無、凡そ信

夫郡内の總社鬼門關外の名藍

なり、② 中世に降て陸州數々兵燹の

街「荒煙野燐更互明滅青葉山
雖「幸而免」火猶負「池魚之殃」毀
頓浸到而狐兔之迹交「道嗚呼
審地之廢雖「人生之常」過「其下」
者無「不」為「之興」歎矣正元年間
泊「最明寺」入道道崇遊踐至「東
奥」見「此地之靈」惜「其跡之斯泯」
遂還「鎌倉」之後更納「柳塚莊田」
式給「社領」〔傳云最明寺時頼入道於「信夫郡柳塚」寄「
附八十石之地也」〕於是「孑遺淨侶就」其
舊趾「夷者崇」之黜者飾「之缺者
完」之仆者植「之然而敗餘之構
架未」得「仍」舊貫「其陸」續于今「者
廟社」一字僧院一區僅存「遂古
之十一」也慶長五年十月
伊達黃門政宗卿有「信夫郡宮
代役」此時 卿祈父長海上
人〔長海萬海上人弟子政宗卿為「祈子」僧也〕率「刈田
柴田百餘行人」屬「 卿之手
下」且有「慶印上人者」〔慶印寂光寺住持奧
州田村之人也其先出「於伊達之家裡」故今從「我軍」矣〕相共
拒「敵上杉諸將揮」勢動「地金鐵
錚錚以鳴印切」齒隕「目自提」小
鎗「殪」其渠魁「以大窘」之衆無「不」
辟易「士卒皆謂羽黑權現之陰
護也」〔此時慶印手所「執之鎗傳在「寂光寺」延審三年上」之
綱村公」有「國次銘」世云「宇津鎗」也〕 卿據「有
仙臺城」之日遷「權現社及寂光

街と為て、荒煙野燐更互ひに明滅す、青葉山
幸にして火を免ると雖とも、猶池魚の殃を負へり、毀
頓浸到て狐兔の迹道に交はる、嗚呼
審地之廢は人生之常なりと雖とも、其下を過ぎる
者、之か為に歎を興さすと云こと無し、正元年間
最明寺入道道崇遊踐して東
奥に至るに泊して、此の地の靈なるを見て其の跡の斯に泯せしことを惜む
遂に鎌倉に還る之後、更に柳塚の莊田を納れて
式で社領に給す〔傳て云最明寺時頼入道信夫郡柳塚に於て
八十石の地を寄附す也〕是に於て孑遺の淨侶、其
舊趾に就て夷せる者をは之を崇ふし、黜せる者をは之を飾り、缺せる者をは
之を完し、仆るる者をは之を植つ、然とも敗餘之構
架未だ舊貫に仍ることを得ず、其の今に陸續する者は
廟社一字僧院一區僅に遂古の
十か一を存す也、③慶長五年十月
伊達黃門政宗卿信夫の郡宮
代の役有、此時卿の祈父長海上
人〔長海は萬海上人の弟子、政宗卿を祈子と為る僧也〕刈田
柴田の百餘の行人を率ひて、卿之手
下に屬、且つ慶印上人と云者有り〔慶印は寂光寺住持、奧
州田村の人也、其先き伊達之家裡より出つ、故に今我軍に従ふ〕相共に
敵を拒く、上杉の諸將勢を揮ひ地を動し金鐵
錚々として以て鳴る、印齒を切しはり目を隕かめ、自ら小
鎗を提け其渠魁を殪して以て大に之を窘なむ、衆
辟易せすと云こと無し、士卒皆謂へり羽黑權現之陰
護なりと〔此時慶印手に執所の鎗傳て寂光寺に在り、延審三年之を
綱村公に上る、國次の銘有、世に宇津の鎗と云也〕④卿
仙臺城に據有する之日、權現の社及び寂光

寺于北山「且憶」昔日勲功「以」印重為「寂光中興開山祖」乃置「若干林田」用給「薪米費」維時慶長七年也夫若「海若」印各雖「塵外之實跡類」高世「手執」麈尾「身撰」鬼甲「枉為」禦侮之卒「者蓋有」宿世契因「也」卿何人也行人再生故與「此等行人」前世元是同事業之人也其謬「力於」卿軍「良有」以也先是永祿九年秋 卿母夫人「〔保春院殿〕」心憂「無嗣子」潛命「長海上人」祈「湯殿山」海羽州長井人也夙入「萬海上人室」落髮納戒學「秘密法」菴「居米澤龜岡文殊堂之側」草座木食堅忍刻苦後為「湯殿山」一世人「精修猶不」弛矣湯殿維嶽峻極「于天」雪深巖嶮盛夏不得「輒上」然海含「母夫人之命」以「四月二日」俶裝進「路終到」山頂「懇祈」維嶽降「神生」麟兒「乃嘗」彼御湯「公奉」梵天於母夫人「令」挿「諸寢室上」一夜母夫人夢有「偉僧」厖眉脗脰形裁周旋異「常人」語曰我今借「汝之胎内」夫人曰妾有「所天」告「之而後隨」于師命「於是僧點首公焉夫人明旦說」夢輝宗公「公曰瑞夢夢裡若

寺を北山に遷し、且つ昔日の勲功を憶ふて、印を以て重て寂光中興開山の祖と為、乃し若干の林田を置いて、用て薪米の費に給す、維時慶長七年なり、夫れ海か若き印か若き各々塵外の實にして跡高世に類すと雖とも、手に麈尾を執、身に鬼甲を撰て枉て禦侮の卒と為る者は、蓋し宿世の契因有ればなり、卿何ん人そ、行人の再生なり、故に此れ等の行人と前世元とは同事業の人なり、其の力を卿の軍に謬すること、良に以へ有也、⑤是より先き永祿九年の秋、卿の母夫人「〔保春院殿〕」心に嗣子無きことを憂へて、潜在長海上人に命して湯殿山に祈しむ海は羽州長井の人なり、夙とに萬海上人の室に入て落髮納戒し秘密の法を學ぶ、米澤龜岡文殊堂の側に菴居し、草座木食堅忍刻苦す、後湯殿山一世の行人と為て精修猶弛はず、湯殿維れ嶽峻して天に極れり、雪深く巖嶮ふして盛夏にも輒く上ることを得ず、然るに海母夫人之命を含て四月二日を以て俶装して路に進み、終に山頂に到て懇ろに維れ嶽神を降して麟兒を生せんことを祈る、乃し彼の御湯を嘗め去て梵天を母夫人に奉し諸を寢室の上に挿ましむ、一夜母夫人夢に偉僧の厖眉脗脰にして形裁周旋常人に異なる有り、語て曰我今汝か胎内を借んと、夫人の曰妾有所天有り、之を告て後師の命に随はんと是に於僧點首し去る、夫人明旦夢を輝宗公に説く、公の曰瑞夢なり、夢裡若し

重来則勿_レ敢_レ辭_レ之其夜復來責_レ

前夜之約_レ夫人乃許矣僧大喜

即以_レ梵天_レ授_レ夫人_レ曰汝其胎育

覺而有_レ娠永祿十年丁卯八月

三日遂産_レ 卿焉迺以_レ長海

上人_レ為_レ祈父_レ〔俗曰_レ取親_レ〕上人因_レ夢事_レ

名_レ 梵天丸_レ如_レ孔父禱_レ於丘

丘山_レ而得_レ聖子_レ誠不_レ可_レ誣有_レ為

者亦如_レ是〔一寂光寺傳曰輝宗公夫人聞_レ於青

葉山羽黒權現靈應異_レ于他_レ令_レ

山伏蓮華坊求_レ請青葉山_レ憑_レ是

蓮華坊期_レ百夜丑時_レ祈_レ羽黒權

現_レ當_レ其百日滿散之夜_レ也夫人

夢有_レ片目異僧肩擔_レ五色幣帛_レ

自曰_レ我是萬海上人且借_レ汝之

胎内_レ尋飛_レ入母胎_レ果而有_レ孕

公憶_レ夢事_レ字_レ御幣丸_レ 卿幼

而岐嶷黠慧絶_レ倫比_レ及_レ七八歲_レ

自嫌_レ其名之俗_レ 公語_レ海上

人_レ曰我兒是上人子為字_レ之上

人曰吁御幣亦曰_レ梵天_レ宜_レ名_レ梵

天丸_レ遂字_レ梵天丸_レ焉迺蓮華坊

日向國人有_レ故來_レ住米澤_レ其塚

現在_レ米澤新宿_レ其子孫永倉氏

世業_レ醫今仕_レ仙臺_レ 太守君_レ

彼家傳説亦復如_レ是_レ 卿總角之年會

患_レ疱瘡_レ以失_レ左眼之明_レ巍巍威

顔甚可_レ畏恰似_レ活不動_レ一_レ睨魔

重来らは則敢之辭すること勿れと、其の夜復た來て

前夜の約を責む、夫人乃許す、僧大に喜んで

即梵天を以て夫人に授て曰汝其れ胎育せよ

覺て娠むこと有り、永祿十年丁卯八月

三日遂に卿を産す、迺し長海

上人を以て祈父と為〔俗に取り親と曰ふ〕上人夢の事に因て

梵天丸と名く、孔父丘

丘山に禱て聖子を得るか如き、誠に誣ふへからず、為ること有る

者は亦是の如し〔一寂光寺の傳に曰、輝宗公の夫人青

葉山羽黒權現の靈應他に異なることを聞て

山伏蓮華坊をして青葉山に求請せしむ、是に憑て

蓮華坊百夜の丑の時を期して羽黒權

現に祈る、其百日滿散の夜に當て夫人

夢らく片目の異僧肩に五色の幣帛を擔ふ有り

自ら我は是れ萬海上人なり、且く汝か

胎内を借ると曰て尋て母胎に飛ひ入る、果して孕むこと有

公夢の事を憶て御幣丸と字す、卿幼にして

岐嶷黠慧倫を絶す、七八歳に及ふ比をひに

自其名之俗なるを嫌ふ、公の海上

人に語て曰我兒は是上人の子なり、為めに之に字けよ、上

人の曰吁御幣を亦梵天と曰、宜く梵

天丸と名くへし、遂に梵天丸と字す、迺し蓮華坊は

日向の國の人、故有て米澤に來り住す、其塚

現に米澤新宿に在、其子孫永倉氏

世々醫を業として今仙臺の太守君に仕ふ

彼の家の傳説も亦復是の如し⑥卿總角の年會々

疱瘡を患て以て左眼の明を失す、巍巍たる威

顔甚た畏るへし、恰も活不動の魔

波旬_レ成童有_二將帥之量_一、倜儻不
 羈_レ顧_二細謹_一、怒氣熾然如_二霆奔
 火烈_一、喜色熙然如_二霧郭霞舒_一、興
 哀則千人貫_レ涕鼓_レ勇、則萬夫莫
 敵_二時膺_一於足利、衰運_一、諸侯割據
 不_レ順、萬國瓜裂、諸郡瓦解、身攝_一
 其間_一、攻城野戰、備餐_二艱辛_一、初起
 時先剗_二安達信夫等諸城_一、或降_二
 其兵_一、或捕_二其將_一、無_レ獨有_中擡_レ頭、棹
 臂者_レ、頗似_二耨_一、苗、櫛、髮而殆、盡矣
 豈不_レ快乎、爾來鑿_二會津_一、拉_二佐竹_一、
 掠_二相馬_一、拔_二朝鮮、晋州、壘_一、陷_二刈田
 白石城_一、遮_二逆福嶋_一、立_二効大坂_一、彼
 皆從_二天而下_一、未_レ多與_二敵人_一、血戰_上
 義師所_レ到、平夷、雄旄所_レ向、從、服
 由_レ是、陸左山河皆入_二殼内_一、塞垣
 草木悉落_二握中_一、伊達家今并_二奧
 之二十一郡_一、皆_二卿力也_一、非_二
 翹垂_一、功於一家、迄_レ今、耀_レ武、據_レ國
 人皆以_レ卿為_二嚆矢_一、然哉、其
 所_二以然_一、何行人萬海之再生也
 萬海住_二米澤上長井寶光院_一、不
 詳_二其氏族_一、矚目、魁悟、儀容甚奇
 志幹威稜、不_レ怯_二邪障_一、木茹澗、飲
 梵行無_レ媿_二古人_一、年詣_二湯殿山_一、為_二
 一世行人_一、後縛_二第於奥州名取_一
 郡根岸邑山間、垂_レ惟、斂_レ足、不_レ務_二
 世談_一、日浴_二黑沼池_一、〔信夫青葉山有_二黑沼權現_一〕

波旬を一睨するに似たり、成童にして將帥之量有、倜儻不
 羈にして細謹を顧みず、怒氣熾然として霆奔
 火烈の如く、喜色熙然として霧郭霞舒の如し、
 哀を興す時は則千人涕を貫し、勇を鼓する時は則萬夫
 敵すること莫し、時足利の衰運に膺つて諸侯割據して
 順はず、萬國瓜の如裂け諸郡瓦の如に解く身
 其間に攝まれて、攻城野戦備に艱辛を餐ふ、初めて起る
 時先安達信夫等の諸城を剗けり、或は
 其兵を降し、或は其の將を捕らふ、獨りも頭を擡げ
 臂を棹ふ者の有ること無し、頗る苗を耨り髮を櫛るに似て殆んと盡せり
 豈に快すや、爾しより來た會津を鑿し、佐竹を拉き
 相馬を掠め、朝鮮晋州の壘を抜き、刈田
 白石の城を陥いる、逆を福嶋に遮り、効を大坂に立つ、彼れ
 皆な天従りして下す、未だ多是敵人と血戦せず
 義師到る所平夷し雄旄向ふ所従ひ服す
 是に由て陸左の山河皆殼内に入て塞垣の
 草木悉く握中に落つ、伊達家今奥の
 二十一郡を并するは、皆卿の力なり、
 翹た功を一家に垂るるままに非、今に迄武を耀かし國に據る
 人皆卿を以て嚆矢として然るかな、⑦其
 然る所以は何そや、行人萬海か再生なればなり
 萬海米澤上長井寶光院に住す、
 其氏族を詳にせず、矚目魁悟にして儀容甚た奇し
 志幹威稜まで邪障を怯れず、木茹澗飲
 梵行古人に媿ること無し、年々湯殿山に詣して
 一世行人と為る、後第を奥州名取の
 郡根岸邑の山間に縛して、惟を垂れ足を斂て
 世談を務めずして日に黒沼の池に浴して〔信夫青葉山に黒沼權現有

暗應「池名 池魚無大小 悉片目如王餘魚之類也」拜正

觀音靈像「〔正觀音像今在仙臺鹿落大藏寺〕至

老更不懈禮誦之外唯寫金經

以為終焉之計 經積充棟築壇

納之自此而後此山號經峰 練

行年久奄然而逝遺弟等結竈

于經峰之上 疾其遺骸而去寬

永十三年初夏 卿搯杖登

經峰 以尋杜鵑聲 顧奥山常良

曰我死則當就此邊而葬 卓杖

示地此語終為識其年五月廿

四日以疾而薨常良等思彼先

言將葬卓杖之地 此地甚近河

岸 故恐後之崩圯 去之三四間

掘墓地 地下有大石 石下有故

朽錫杖珠數袈裟 怪問邑人 答

曰萬海上人古墳 卿是萬

海之後身不可容疑於其間矣

與夫紀大納言賴宣卿行狀可

併按耳甲陽軍鑑所謂奥州侍

大将伊達子息行人萬海之再

生更有其驗證 非是浮漫說 可

見前程 誠矣哉凡不脱有為欲

籠者皆關妙莊嚴王本事因緣

如萬海上人 則其人也慶印上

人亦非聊爾之人 北山寂光寺

今有上人墓 罷癘殘疾之徒供

酒祈則得感通 十室而九其疾

暗に池の名に應ず、池魚大小と無く悉く片目にして王餘魚之類の如し 正

觀音靈像を拜す〔正觀音像今仙臺鹿落大藏寺に在〕

老に至て更に懈らす禮誦の外は唯金經を寫して

以て終焉の計として經積て棟に充つ、壇を築きて

之を納む、此よりして後此の山を經峰と號す、練

行年久して奄然として逝す、遺弟等

經峰の上に結竈して、其の遺骸を疾して去る、⑧寬

永十三年の初夏、卿杖を搯へて

經峰に登り、以杜鵑の聲を尋ぬ、奥山常良を顧て

曰我死せば則當に此の邊に就て葬るへしと、杖を卓て

地を示す、此の語終に識と為る、其の年の五月廿

四日疾を以て薨す、常良等彼先

言を思て將に卓杖之地に葬んとす、此の地甚た河

岸に近し、故に後の崩圯せんことを恐れて、去ること三四間にして

墓地を掘る、地下に大石有、石下に故

朽せる錫杖珠數袈裟有り、怪て邑人に問ふ答て

曰萬海上人の古墳なりと、卿は是れ萬

海か後身なること疑ひを其の間に容るへからず、

夫の紀の大納言賴宣卿の行狀と

併せ按すへきのみ、甲陽軍鑑に所謂る奥州の侍

大将伊達か子息は行人萬海か再

生なり、更に其の驗證有り、是れ浮漫の説に非ず、

前程を見るへしと、誠なるかなや、凡そ有為の欲

籠を脱せざる者は皆妙莊嚴王本事の因縁に關かる

萬海上人か如き則ち其人なり、⑧慶印上

人も亦た聊爾之人に非ず、北山寂光寺に

今上人の墓有り、罷癘殘疾の徒から

酒を供して祈る時は則感通を得、十室にして九其疾ひ

立愈宜哉彼神而有斯人也若
微斯人一爭見中興之日若無彼
神豈遇大平之春一人亦可貴神
亦可崇賀矣或人索此記作記
歲歲在丙申享保改元之秋也
龍寶沙門實政泰音翰于惠
澤山下

(箱蓋表墨書) 寂光寺縁記 一軸
(箱身裏墨書) 享保元丙申歲仲冬望前當山九世代新認之

立ところに愈え宜なるかな、彼の神にして斯人有ること也、若し
斯の人微りせは、争か中興之日を見ん、若し彼
神無らせしかは豈に大平の春に遇んや、人も亦貴むへし、神も
亦崇むへし、賀ひかな、或る人の此記を索むること、記を作る
歳は歳、丙申に在る享保元を改むる之秋なり
龍寶沙門實政泰音翰を惠
澤山下に染む